平成27年4月1日 公立大学法人福岡県立大学

(目的)

第1 この要項は、公立大学法人福岡県立大学契約事務取扱規則(平成18年法人規則第57号)に定めるもののほか、公立大学法人福岡県立大学(以下「本学」という。)における物品購入、製造及び役務請負その他の契約(工事請負を除く。以下「物品購入等契約」という。)に関し、業者に対して取引停止その他の措置を講じる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名 競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

- 第3 業者が次のいずれかに該当することとなった場合、当該業者を取引停止の対象とするものとする。
 - (1) 本学が発注する物品購入等契約に係る業者が別表の措置要件のいずれかに該当することとなった場合
 - (2) 国又は公共機関等からの通知等により業者が別表の措置要件のいずれかに該当することが明らかとなり、かつ、本学が発注する物品購入等契約の相手方となる可能性を有する場合
 - 2 理事長は、業者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合、 原則として、別表に掲げる停止期間の範囲内で情状に応じて取引停止の期間を定め、 当該業者に対し取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

- 第4 業者が別表に掲げる措置要件の2以上に該当することとなった場合、当該措置要件ごとに規定する停止期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。
 - 2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表に掲げる措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、 当該停止期間として定める短期の2倍の期間とする。
 - 3 理事長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明ら かとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。
 - 4 理事長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5 理事長は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書 の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6 理事長は、取引停止の期間中の業者が本学の物品購入等契約に係る製造等の全部又は一部の下請けをすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けをしている場合は、この限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第7 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者 に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。 取引停止の措置要件及び停止期間

措置要件	停止期間
(虚偽記載) 1 業者が、本学発注の物品購入等契約(以下「本学発注契約」という。)の一般競争及び指名競争において、一般競争参加資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として、不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以 内
(契約違反) 2 業者が、本学発注契約の履行に当たり、正当な理由なく契約 に違反し、又は契約を履行せず、契約の相手方として不適当で あると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2年以内
(贈賄) 3 次のイ,ロ又はハに掲げる者が本学の役員及び職員に対して行った贈賄(刑法第198条に定める贈賄をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。 以下「代表役員等」という。)	4か月以上2年以内
ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時供給等契約 を締結する事務所をいう。)を代表する者で、イに掲げる者 以外の者(以下「一般役員等」という。)	3か月以上1年以内
ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	2か月以上6か月以内
4 次のイ,ロ又はハに掲げる者が国,公社,公団及び地方公共 団体等(以下「公共機関」という。)の職員に対して行った贈 賄の容疑により逮捕され,又は逮捕を経ないで公訴を提起され たとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内

(独占禁止法違反行為)

5 業者が、本学発注契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から 1か月以上2年以内

6 業者が、公共機関発注の物品購入等契約(以下「公共機関発注契約」という。)に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

2か月以上9か月以内

(競売等妨害)

7 業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が、本学発注契約 において競売等妨害(刑法第96条の6に定める競売若しくは 入札の妨害又は談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った 日から

3か月以上2年内

8 業者の代表役員等,一般役員等又は使用人が公共機関発注契 約において競売等妨害の容疑により逮捕され,又は逮捕を経な いで公訴を提起されたとき。

2か月以上9か月以内

(不正又は不誠実な行為)

9 前各項に掲げるもののほか、業者が、本学発注契約及びその 業務に関し架空取引等の不正又は不誠実な行為をし、契約の相 手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から 1か月以上2年以内

10 前各項に掲げるもののほか、業者の代表役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から 1か月以上9か月以内